

プロフェッショナル人材

副業・兼業人材活用促進事業補助金 募集要領

1. 事業の目的

この補助金は、県内中小企業等が副業・兼業プロ人材の確保を目的として、当該人材の移動に要する費用の4分の3以内、または2分の1以内を県が補助するものです。

※「副業・兼業プロ人材」とは、本業で収入を得ながら本業以外の業務に携わり、中小企業等において必要とされる専門的な分野に関する知識を有し、かつ、受入れ事業主が求めるスキルについて、通算5年以上の職業経験を有する者または業務に必要な資格を有する人材を指します。

2. 補助対象者

県内に事務所・事業所を有する中小企業者または中小企業者と同規模の法人で、滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、「滋賀プロ拠点」という。）を通じて、新たに副業・兼業プロ人材を活用する者。

3. 補助対象事業

補助の対象となる事業は、県外で就業しているプロ人材を、新たに副業・兼業プロ人材として活用する事業とします。

4. 補助対象事業期間

交付決定日から、令和7年3月7日までとします。

5. 補助対象経費

副業・兼業プロ人材として活用する場合の移動に必要な下表に掲げる経費とし、交付決定日以降で事業実績報告日（事業完了後30日以内または令和7年3月7日のいずれか早い日）までに支払いが完了する経費に限ります。

区 分	内 容
(1) 交通費	・ 本事業の所在場所に訪れて業務に従事するための交通費 ※ 1回の往復移動に伴う交通費(下記宿泊費を除く)の実費負担が1万円以上の場合のみ対象
(2) 宿泊費	・ 宿泊にかかる費用 ※宿泊費のみの申請は不可

6. 補助率等

□ 補助率

- (1) デジタル人材を活用する場合 → 4分の3以内 (千円未満切り捨て)
- (2) デジタル人材以外を活用する場合 → 2分の1以内 (千円未満切り捨て)

□ 補助限度額

50万円

7. 応募手続等

(1) 受付窓口

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 産業ひとつづくり推進室

住 所：〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3767

E-mail：fe0004@pref.shiga.lg.jp

(2) 交付申請の締め切り

○令和7年2月7日(金)まで (先着順)

滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点へご相談のうえ、事業開始の15日前まで
にご申請ください。

○受付時間は9時から17時まで。(土・日曜日および祝日は除く。)

※上記期間内であっても予算の上限に達した時点で募集を停止します。

(3) 提出書類

- ① 補助金交付申請書 (様式第1号)
- ② 補助対象事業実施計画書 (様式第2号)
- ③ 副業・兼業プロ人材の履歴書
- ④ 申請者の沿革および事業概要が分かる書類 (会社案内もしくは定款の写し等)
- ⑤ 滋賀県税に未納がないことを証明する納税証明書または滋賀県税に関する誓約書兼同意書(様式第1号別紙1)
- ⑥ 誓約書
- ⑦ その他知事が必要と認めるもの

(4) 提出方法

- ① 電子メール
- ② 持参または郵送 (簡易書留郵便)

※電子メールまたは郵送での申請の場合は、下記までご一報願います。

(連絡先)

滋賀県労働雇用政策課 産業ひとつくり推進室 TEL：077-528-3767

8. 補助事業者の義務（交付決定後）

補助金の交付決定を受けた者は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 経費の配分、内容の変更、補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業の遂行状況について、県が報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。なお、補助事業の遂行状況や実績の確認のため、実地検査に入ることもあります。
- (3) 補助事業の完了後 30 日以内または令和 7 年 3 月 7 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業の取組状況や成果について、県が主催する会議等において発表報告していただくことがあります。また、県のホームページや広報誌等で公表する場合があります。
- (5) 補助事業終了後に補助事業に関する調査への協力をお願いすることや、県等が実地検査に入る場合があります。

9. 補助金の支払い

補助金の支払いは、事業者から提出いただく実績報告書（様式第 6 号）に基づき、補助金の額を確定した後となります。

また、支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要すると認められる費用の合計となります。このため、すべての支出には、その収支を明らかにした帳簿類および領収書等の証拠書類が必要となります。

なお、支出額および内容について厳格に審査しますので、要件を満たさない経費については、支払額の対象外となることがあります。

10. その他留意事項

滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号）に基づき、交付申請時に、暴力団または暴力団員等（役員等も含む）に該当しない旨の誓約書を提出いただきます。（交付決定後に判明した場合は、交付決定の取消を行います。）

○スケジュール

